

岐阜県公報

第二千三百三十六号
平成二十四年四月十日

(火曜日)

目次

告示

道路の供用開始

(道路維持課)二四二^{ページ}

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課)二四一

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課)二四二

公共測量の実施

(用地課)二四三

公共測量の終了

(同)二四三

高山都市計画の図書の縦覧

(都市政策課)二四四

土地改良区の定款の変更認可

(可茂農林事務所)二四四

告示

岐阜県告示第九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年四月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

公示

道路の種類	岐路	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又ははの考)
路線名	岐阜市美江寺町二丁目四番一 地先から 岐阜市同 二丁目六番地 先まで	五・七	平成 二四・四・一〇	平成 二四・三・八

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利

活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年三月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地中熱&地下水資源活用NET
- 三 代表者の氏名 香田 明彦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市芥見南山二丁目四番二六号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、市民や行政・企業等諸団体に対して、地中熱の活用をはじめとする地下水利用と地下水資源の保全に関する事業を行い、地域の地盤環境の特徴を活かした地下水利用の普及と促進を図り、地下水環境の保全と地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年三月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜GTTM元気で楽しく助け合
い学べるサークル
- 三 代表者の氏名 宮本 敦子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市今川町二丁目一番地二宮本ビル3F
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜市に在住する高齢者及びその支援をする人々に対して、各種講座を開設し、受講者である高齢者が健康で心豊かな生活を送るための支援を行うのと同時に、講座講師の育成などを実施し、幅広い業種への

雇用を促進することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十四年三月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人FCV
- 三 代表者の氏名 野村 次郎
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市長坂町二丁目一〇四番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対してスポーツに関する事業を行い、子どもの健全な育成、生涯スポーツ社会の実現、競技力向上などを目標とし、スポーツを通じて、健康で文化的な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年四月十日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
(仮称) ドン・キホーテ岐阜瑞穂店
瑞穂市稲里字村西五八〇番地 一 外
- 二 意見の概要

住民の意見

- ・ 営業時間は午前九時から午後十二時までとすること。
- ・ 地元自治会と環境維持等に関する協定書の締結及び閉店後の定期的な協議を行うよう県が指導すること。
- ・ 遮音、防音、敷地外へのゴミの投棄防止対策として敷地境界に緑地帯を設けること。

(届出事項 新設)

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（森林空中写真撮影及びデジタルオルソ作成）

三 作業期間

平成二十四年四月五日から

同 年十一月三十日まで

四 作業地域

宮・庄川地域森林計画区内（高山市、飛騨市及び大野郡白川村）

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局高山国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十三年十二月二日から

同 二十四年三月二十七日まで

四 作業地域

高山市、下呂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザー測量）

三 作業期間

平成二十三年十一月一日から

同 二十四年三月二十三日まで

四 作業地域

高山市丹生川地区

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

東海防衛支局

二 作業種類

公共測量（施設測量図作成）

三 作業期間

平成二十三年十一月十六日から
同 二十四年二月二十九日まで

四 作業地域

各務原市

高山都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

高山都市計画道路

3・5・22号 大新松本線

平成二十四年四月十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び高山市基盤整備部都市整備課

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
富加町木曾川右岸用水土地改良区	平成二四・四・一〇